

背景

- 自治体の情報システムは、これまで独自に調達・開発を実施
- システムの維持管理や制度改正による改修を個別に対応が必要



- システムの標準化への対応により、
- 個別改修が不要となり、職員の事務負担が軽減
 - 全自治体が参加することにより、コストが削減

県内全市町村は、令和7年度までに標準化に対応

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

1 標準化対象事務の範囲

- ・「政令で定める」とされており、法律での明記なし
- ・デジタル・ガバメント実行計画で17事務を明示
- ・総務省によると、令和3年12月までに政令を制定予定

2 基本方針・基準の作成

- ・国は、知事会や市長会、町村会等から意見聴取し、令和3年度中に「基本方針」を作成
- ・各省庁は、標準化対象事務ごとに標準仕様書を作成。それを元に基準を作成（省令）
- ・デジタル庁と総務省は、令和4年夏を目途にその他の共通的な基準を作成（省令）

3 基準に適合するシステムの利用

- ・市町村の標準化対象事務を処理するシステムは、基準に適合する必要あり
- ・標準化対象事務以外の事務を処理するにあたり、「一体的に処理することが効率的」と認められれば、「必要最小限度の改変・追加」が可能
- ・システムの利用に際し、自治体はクラウドを活用（努力義務）

4 国の財政支援

- ・国はシステムの標準化のため、財政措置に努める必要あり
→ デジタル基盤改革支援補助金（令和7年度まで、国庫補助10/10）
（R2年度3次補正 1,508.6億円）

各種計画等（デジタル・ガバメント実行計画・自治体DX推進計画・デジタル社会の実現に向けた重点計画）

1 標準化対象事務の範囲・標準仕様書

- ・標準化対象事務は、右表の17事務を基本に、「戸籍」「戸籍の附票」「印鑑登録事務」の追加も検討中
- ・各省庁は、令和4年夏までに標準仕様書を作成予定

2 ガバメントクラウド

- ・原則、全ての自治体がデジタル庁が調達するガバメントクラウド上に構築されたシステムへ移行（令和5～7年度）
- ・システム移行に際し、課題を検証するため、令和3・4年度で先行事業（費用は国負担）を実施
（募集期間は終了。8月中旬に採択団体決定）

【標準仕様書の作成スケジュール】

	対象事務	作成時期		対象事務	作成時期
①	住民基本台帳	令和2年に作成済 今後改定	⑨	障害者福祉	令和3年夏まで
②	固定資産税	令和3年夏まで	⑩	児童扶養手当	令和4年夏まで
③	個人住民税		⑪	生活保護	
④	法人住民税		⑫	後期高齢者医療	
⑤	軽自動車税		⑬	国民年金	
⑥	選挙人名簿管理	令和4年夏まで	⑭	健康管理	令和3年夏まで
⑦	国民健康保険		⑮	就学	
⑧	介護保険	令和3年夏まで	⑯	児童手当	令和4年夏まで
			⑰	子ども・子育て支援	

(参考) 地方公共団体の情報システム間の連携イメージ

令和3年2月1日
地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会（第5回）資料

○ システム移行を行う場合、対象システム以外のシステムとの間における連携についてもプログラム開発やテスト等の作業が必要となるため、事前に影響が生じる情報システムについての洗い出しが必要。

出典：総務省「自治体システムデータ連携標準検討会」第1回資料2（令和元年6月）

()内の数字：地域情報プラットフォーム標準仕様の業務ユニットの番号

- ・各業務の資格関連情報(10,13,14,15,22 ⇒ 1) ・国民年金情報(11 ⇒ 1)
- ・各業務にて発生した住登外情報(5~20(除く11) ⇒ 30) ・法人情報(5~9 ⇒ 30)
- ・滞納者有無情報(9 ⇒ 1) ・印鑑登録情報(2 ⇒ 1) ・戸籍届出情報(21 ⇒ 1)

- ・住基情報(1 ⇒ 5~22(除く7))
- ・住登外情報(30 ⇒ 5~22(除く2,4,7,11,21)) ・法人情報(30 ⇒ 5,6,7,8,9)

